

○大阪電気通信大学における適正な研究費の使用推進等に関する規程

平成26年12月2日

制定

(目的)

第1条 この規程は、大阪電気通信大学研究活動規則第1条にいう「適正な研究費の使用を推進する」ために体制を整備し、もって本学における健全な研究活動の発展に資することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この規程において用いる用語は、次の各号の定義によるものとする。

- (1) 「学部長等」とは、学部長、共通教育機構長、教育開発推進センター長、総合学生支援センター長、実験センター長及びメディアコミュニケーションセンター長をいう。
- (2) 「学科等」とは、学部の各学科、共通教育機構における各センター、教育開発推進センター、総合学生支援センター、実験センター及びメディアコミュニケーションセンターをいう。

(責任体系)

第2条 第1条の目的を達するため、本学において研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者、最高管理責任者補佐、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

(最高管理責任者)

第3条 本学を統括し、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう、本学全体を統率する。
- (2) 不正防止対策の基本方針及び具体的な不正防止対策の策定並びにその実施状況、効果等について、第9条で定める研究倫理委員会で審議を主導し、運営会議において報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者と連携し、不正防止に向けた取組を促すなどの啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- (4) 本学における不正防止計画の実施状況を把握し、必要に応じて改善を指示する。

(最高管理責任者補佐)

第4条 最高管理責任者を補佐する者として最高管理責任者補佐を置き、副学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者の下、研究費等の運営及び管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 不正防止対策の組織横断的な体制の責任者として、最高管理責任者が策定する基本方針に基づき、不正防止計画を策定し実施する。

(2) 不正防止計画の実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

(3) 不正防止を図るため、コンプライアンス教育及び啓発活動の計画を策定し実施する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 統括管理責任者の下、各学部、各研究科、各研究所、部署等における研究費の運営及び管理について責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長、共通教育機構長、研究科長、研究機構長、研究連携推進センター長、四條畷事務部長及び大学事務局学事部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 自己の管理監督又は指導する各学部、各研究科、各研究所、部署等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、自己の管理監督又は指導する各学部、各研究科、各研究所、部署等内の研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の受講状況を管理監督する。また内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

(3) 不正防止に向けた意識の向上と浸透を図るため、自己の管理監督又は指導する各学部、各研究科、各研究所、部署等において、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(4) 自己の管理監督又は指導する各学部、各研究科、各研究所、部署等において、構成員が、適切に研究費等の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費等の日常的な管理及び監督を行う者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、大学事務局学事部研究支援室長、大学事務局学事部学事課長、大学事務局学事部会計課長及び四條畷事務部学事・会計課長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 不正防止を図るため、具体策を実施する。
- (2) コンプライアンス教育の受講管理及び指導を行う。
- (3) モニタリングや改善指導を実施する。

(防止計画推進部署)

第8条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署として防止計画推進部署を設置し、大学事務局学事部研究支援室をもって充てる。

2 防止計画推進部署は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 統括管理責任者とともに不正防止計画及びコンプライアンス教育、啓発活動等の具体的対策を策定実施し、実施状況を確認する。
- (2) 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行う。

(研究倫理委員会の設置)

第9条 適正な研究費の運営及び管理に関する事項は、研究倫理委員会にて審議する。

2 研究倫理委員会について必要な事項は、大阪電気通信大学研究倫理委員会規程に定める。

(監事との連携)

第10条 適正な研究費の使用推進を図るため、監事は、研究費等の運営及び管理を重要な監査対象とし、不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について本学全体の観点から確認し、理事会において意見を述べるものとする。

2 監事は、特に最高管理責任者である学長が実施するモニタリング又は内部監査室による内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているのか、また、不正防止計画が適切に実施されているのかを確認し、理事会において意見を述べるものとする。

(内部監査室)

第11条 研究費等の適正な運営及び管理のため、内部監査室は、学校法人大阪電気通信大学内部監査室規則及び学校法人大阪電気通信大学公益通報等に関する規則に基づき、監査を実施する。

2 内部監査室は、監事及び防止計画推進部署と連携し、不正防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施する。

(研究活動のルールに関する相談窓口)

第12条 本学における公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について本学内外からの相談を受ける窓口を置く。

2 相談窓口は、防止計画推進部署とする。

3 相談窓口は、本学における公正な研究遂行のための適切な支援を行う。

(公益通報窓口)

第13条 公的研究費の不正な使用等の公益通報窓口は内部監査室とする。

(告発等の取扱い)

第14条 最高管理責任者は告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第15条 最高管理責任者が調査を必要と判断した場合は、調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

2 調査委員会は、次の各号の者をもって組織する。

(1) 被告発者の所属する学部長等

(2) 被告発者の所属する学科等又は専攻をおく学科にあつては当該所属学科若しくは当該所属専攻から1名

(3) 大学事務局長

(4) 学長が指名する学外有識者

3 前項第4号の委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第16条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第17条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不

正使用の相当額等について認定する。

- 2 認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる最高管理責任者に報告する。
 - 3 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- (不服申立て)

第18条 不正使用と認定された被告発者は、10日以内に不服申立てをすることができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、10日以内に不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 不正使用があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときには、本学は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 最高管理責任者は、被告発者から不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 6 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、被告発者、告発者及び告発者の所属機関に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(再調査)

第19条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、

最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。

- 2 調査委員会が再調査を開始した場合は、目安として50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者及び告発者に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 3 不服申立てについては、調査委員会は、目安として30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者及び被告発者等に通知する。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第20条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議することとする。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 4 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第21条 最高管理責任者は、調査の結果、不正使用が行われたとの認定があった場合及び告発が悪意に基づくものと認定された場合は、理事長に報告する。

- 2 理事長は、不正使用への関与が認定された者に対する処分が必要であると認めた場合には、学校法人大阪電気通信大学就業規則等に基づき手続きを行う。
- 3 理事長は、悪意が認定された告発者に対し、学校法人大阪電気通信大学就業規則等に基づき処分を行う。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年9月7日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。